

三田市ごみ減量・リサイクル推進優良事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の事業所から排出される廃棄物の減量化・資源化を推進するため、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用に積極的に取り組んでいる事業所を三田市ごみ減量・リサイクル推進優良事業所（以下「優良事業所」という。）として認定し、その取組み内容を周知・啓発することにより、市内事業所全体の廃棄物の減量化・資源化への意識の高揚と活動の促進を図ることを目的とする。

(対象事業所)

第2条 対象となる事業所は、市内に所在する事業所とする。

(認定基準)

第3条 優良事業所としての認定基準は、別表に定めるとおりとする。

(申請)

第4条 優良事業所の認定を受けようとする事業所は、次の各号に定める関係書類を三田市ごみ減量・リサイクル推進優良事業所認定申請書に添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 三田市ごみ減量・リサイクル推進優良事業所認定審査書
- (2) 三田市ごみ減量・リサイクル推進事業所活動報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第5条 市長は、前条による申請があった場合は、書類審査並びに現地調査及び確認を行い、認定の適否を決定するものとする。

(結果の通知等)

第6条 市長は、前条による審査の結果、認定を決定したときは優良事業所認定決定通知書により、不認定を決定したときは優良事業所不認定決定通知書により当該申請事業所にその決定を通知するものとする。

2 市長は、優良事業所に認定証を交付する。

3 優良事業所は、認定マークを自ら作成するパンフレット、名刺、ホームページ等の印刷物等に利用することができる。

(申請内容の変更)

第7条 優良事業所は、申請の内容に変更が生じた場合、速やかに市長に届け出なければならない。

(優良事業所の役割)

第8条 優良事業所は、毎年度4月末日までに、事業系一般廃棄物優良事業所減量計画書を市長に提出しなければならない。ただし、優良事業所の認定を受けた年度については、この限りでない。

2 優良事業所は、次に掲げる事項の実践に努めるものとする。

- (1) ごみの発生抑制の推進
- (2) ごみの分別及び資源化の推進
- (3) 他の事業所や市民向けのごみの分別及び資源化に関する啓発活動の推進

(市の役割)

第9条 市長は、次の方法により優良事業所のPRを行うものとする。

- (1) 市広報紙及び市ホームページ等への掲載
- (2) その他のPR活動

(認定取消し)

第10条 市長は、優良事業所が事業を廃止又は休止したとき、第3条に規定する認定基準を満たさなくなったとき、その他優良事業所としての認定が不相当であると認められるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により優良事業所としての認定を取り消された事業所は、速やかに、第6条の認定証を返還するとともに、認定マークの使用を中止しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に優良事業所として認定された事業所にあつては、第10条第2項の改正規定中「認定書を返還する」とあるのは「認定書、ステッカー及びのぼりを返還する」と読み替えるものとする。